

## 三芳町をきれいにする条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町をきれいにする条例（平成28年三芳町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(環境美化重点区域の指定に係る告示)

第2条 条例第10条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 環境美化重点区域として指定し、若しくは変更し、又は解除する期日
- (2) 環境美化重点区域として指定し、若しくは変更し、又は解除する範囲
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(路上喫煙禁止区域の指定に係る告示)

第3条 条例第10条第2項を準用する条例第11条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又は解除する期日
- (2) 路上喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又は解除する範囲
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(勧告の方法)

第4条 条例第13条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）を交付して行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第5条 条例第13条の規定による指導又は勧告を行う者は、身分証明書（様式第2号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。